



2022年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ)  
代表者名 代表取締役社長 福富 正人  
(コード番号 1719 東証プライム市場)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 木野 敏久  
(TEL. 03 - 3575 - 6094)

## 当社従業員に対する「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員（以下、「従業員」という。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. E S O P信託導入の目的について

当社は、2020年2月に長期ビジョン「安藤ハザマ VISION2030」および中期経営計画（2021.3期～2023.3期）（以下、併せて「本中期経営計画等」という。）を策定し、公表しております。

本中期経営計画等における重点施策の一つである「従業員価値の創造」については、「幸福の実現」、「働き方改革」、「人財育成・確保」を軸として、従業員の処遇改善および人財育成制度の拡充を通じた従業員の成長と会社の発展が一体となることを目指しております。

このたび、本中期経営計画等の実現に向けた施策の一環として、従業員における処遇改善とともに、当社の中長期的な業績や株価への意識を高めることにより、持続的な企業価値向上を目指した業務遂行を一層促進すること、ならびに当社の将来的な経営人材の成長・成果と当社の発展・企業価値向上との関連性を強化することを目的としたインセンティブ・プランとして、E S O P信託を導入いたします。

#### 2. その他

##### (1) 本制度の概要

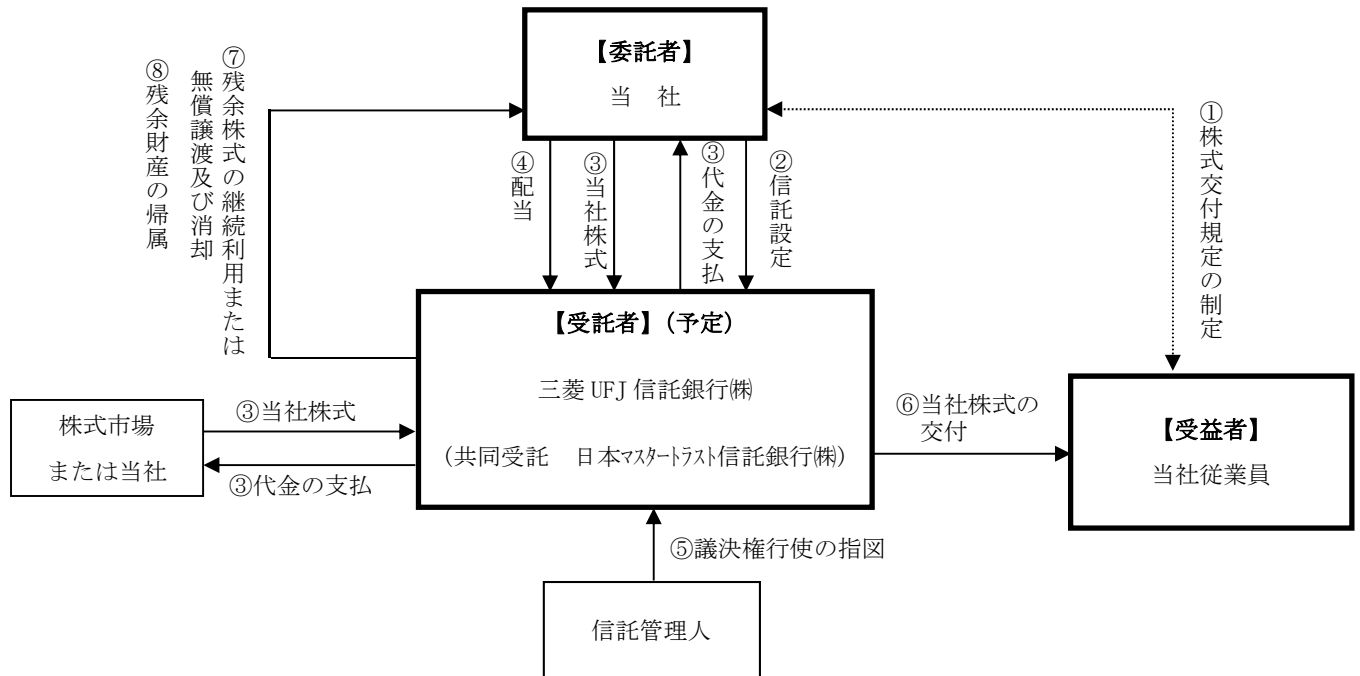
E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランです。従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規定に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社（自己株式処分）から予め取得します。その後、当該信託は株式交付規定に従い、信託期間中の従業員の勤務状況や業績目標の達成度に応じて、当社株式を退職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、従業員の経営参画を促す観点より、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みとします。

なお、当社は、当社取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。）への業績連動型株式報酬制度として「役員報酬B I P信託」を既に導入済みであり、このたびのE S O P信託導入により、経営層及び従業員が一丸となって、当社の持続的な企業価値向上を目指す体制を構築します。

## (2) E S O P信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規定を制定します。
- ② 当社は、一定の金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。
- ③ E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ E S O P信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じて、信託管理人の指図に従って議決権を行使します。
- ⑥ 信託期間中、勤務状況や役職、業績目標達成度等に応じて、従業員に一定のポイント数が付与され、付与されたポイント数は累積されます。一定の受益者要件を満たした従業員に対して、退職時に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、E S O P信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本制度もしくはこれと同種の株式交付制度としてE S O P信託を継続利用するか、または、E S O P信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑧ E S O P信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、一定の受益者要件を満たす従業員に対して分配された後、残額を当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前にE S O P信託が終了いたします。なお、当社は、E S O P信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、E S O P信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(ご参考) 信託契約の内容 (予定)

- |   |         |                                                                                              |
|---|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託                                                                          |
| ② | 信託の目的   | 従業員に対するインセンティブの付与                                                                            |
| ③ | 委託者     | 当社                                                                                           |
| ④ | 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社 (予定)<br>共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (予定)                                          |
| ⑤ | 受益者     | 従業員のうち受益者要件を充足する者                                                                            |
| ⑥ | 信託管理人   | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者                                                                      |
| ⑦ | 信託契約日   | 2022年8月 (予定)                                                                                 |
| ⑧ | 信託の期間   | 2022年8月 (予定) ~ 2023年9月 (予定)<br>※当初信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行うことによりESOP信託を継続する場合の信託期間は3年間とする予定 |
| ⑨ | 制度開始日   | 2022年9月 (予定)                                                                                 |
| ⑩ | 議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。                                           |
| ⑪ | 取得株式の種類 | 当社普通株式                                                                                       |
| ⑫ | 取得株式の総額 | 未定 ※改めて当社で決定の上、開示予定                                                                          |
| ⑬ | 株式の取得方法 | 未定 ※改めて当社で決定の上、開示予定                                                                          |
| ⑭ | 株式の取得時期 | 未定 ※改めて当社で決定の上、開示予定                                                                          |
| ⑮ | 帰属権利者   | 当社                                                                                           |
| ⑯ | 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                                       |

以上